

指定喫煙所に対する補助制度

目黒区では、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備のため、区が指定する「指定喫煙所」の整備、維持管理、改修に要する経費を補助しています。

1 概要

補助名	概要	補助限度額・月額	回数・期間	補助金受取時期
整備費補助	喫煙所の整備費(給気・排気設備、ダクト工事、出入口扉設置、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、空調設備、エアカーテン、灰皿・椅子等の備品購入費用など)を補助します。 【例】内装費、防犯カメラの設置、空気清浄機・灰皿等の備品購入費	660万円/1か所 (※1)	原則1回限り	工事終了後
維持管理費補助	喫煙所の維持管理費に対する補助	5万円/月 (※2)	1年間に1回 ※次年度以降も申請可	申請後
改修費補助 (※3)	喫煙所の改修費(給気・排気設備、ダクト工事、出入口扉設置、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、空調設備、エアカーテン、灰皿・椅子等の備品購入費用など)を補助します。 【例】内装改修工事費用(吸排気設備の取り付け工事等)、空気清浄機・灰皿等の備品購入費 等	330万円/1か所	5年に1回	工事終了後

※1 5年間運営を継続できなかった場合は、補助金の一部を返還する必要があります。

※2 月の途中において喫煙所を整備した場合は、日額1,600円の補助となります。

※3 整備費補助を受け取り運営開始5年が経過した後、または指定喫煙所として指定後、古くなった設備の修繕や取替えに係る費用の補助を受け取ることができます。

2 補助対象者

○法人、団体及び個人のいずれでも補助を受けることができます。業種は問いません。

ただし、国・行政法人・地方公共団体を除きます。

○喫煙所の整備場所が目黒区内であれば、区外に所在する事業者や区外に居住する方でも補助を受けることができます。

3 補助要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

運営について

- (1)誰もが無料で利用できること
- (2)おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること
- (3)整備費補助、改修費補助の交付後、最低5年間は運営を継続すること
- (4)1日1回以上の清掃・点検等を行うこと
- (5)法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること

設置場所について

- (1)建物の1階に設置すること
※ただし、道路から見えるところに喫煙所があることが分かるような表示をすれば、補助対象となります。
- (2)近隣(向こう三軒、両隣)の建物の所有者及びテナント等に説明すること。
- (3)受動喫煙防止に十分配慮した場所に設置すること

設備について

- (1)屋内であり、喫煙所の室外から室内に向かう風速を0.2m毎秒以上確保すること
- (2)吸排気設備を設け、室内の空気を屋外に排気すること
- (3)出入口に扉を設け、壁・天井等により屋外と完全に区画し、常時開放しないこと。

標識について

- (1)喫煙所の出入口に喫煙を目的とする場所であることが分かる標識を掲示すること
- (2)喫煙所の出入口に20歳未満の人の立ち入りが禁止されていることが分かる標識を掲示すること

周知及び苦情対応について

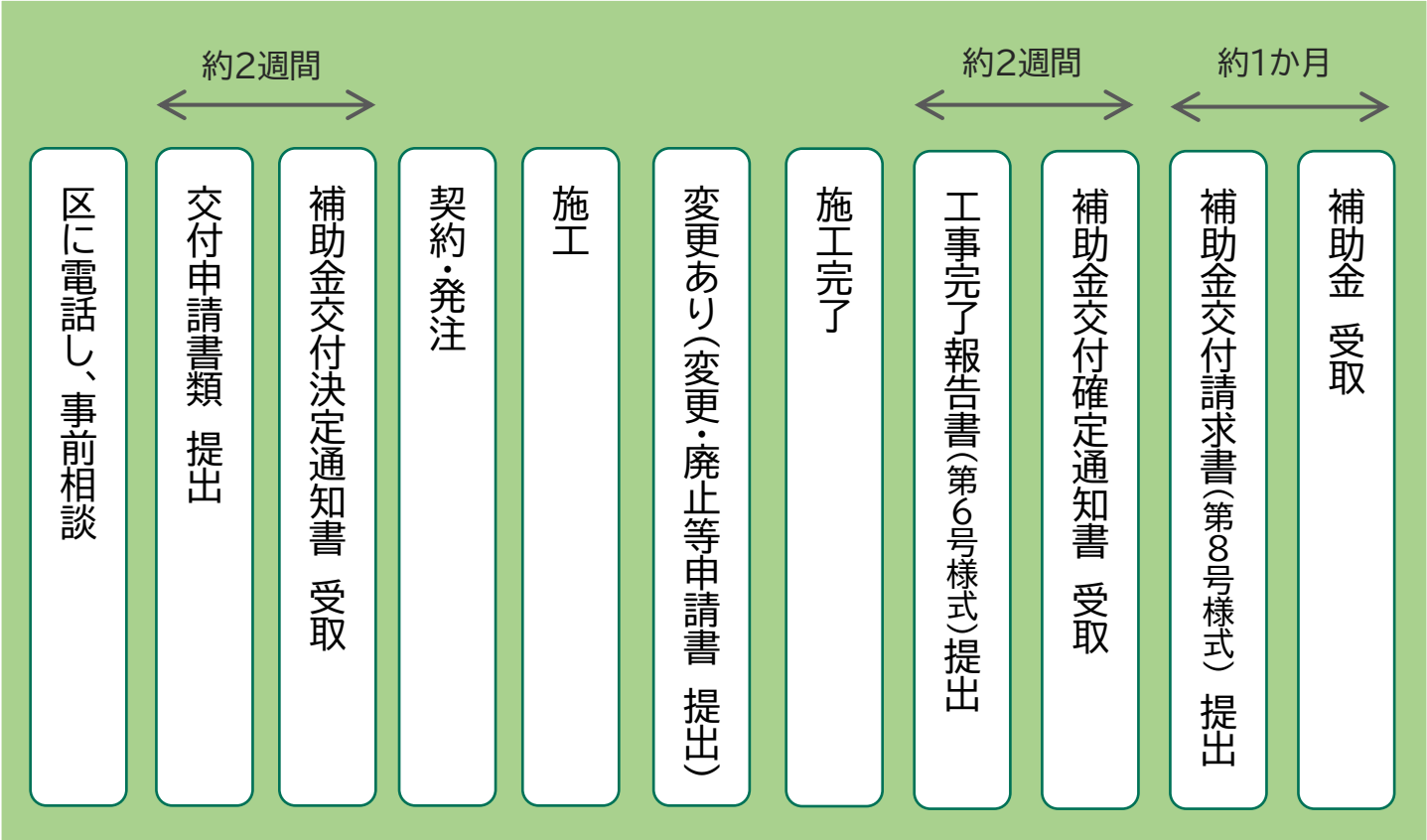
- (1)喫煙所の周知について、区が実施する事業に協力すること
- (2)喫煙所に関する苦情等については、自らの責任で対応すること
- (3)指定喫煙所の適正な運営のため区が行う助言・指導に対し、可能な限り対応すること

コンテナ型喫煙所の場合について

- (1)排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
- (2)吸気口は、排気口の反対側に設置されていること
- (3)建築基準法に規定する建築物であること

4 補助事業の流れ

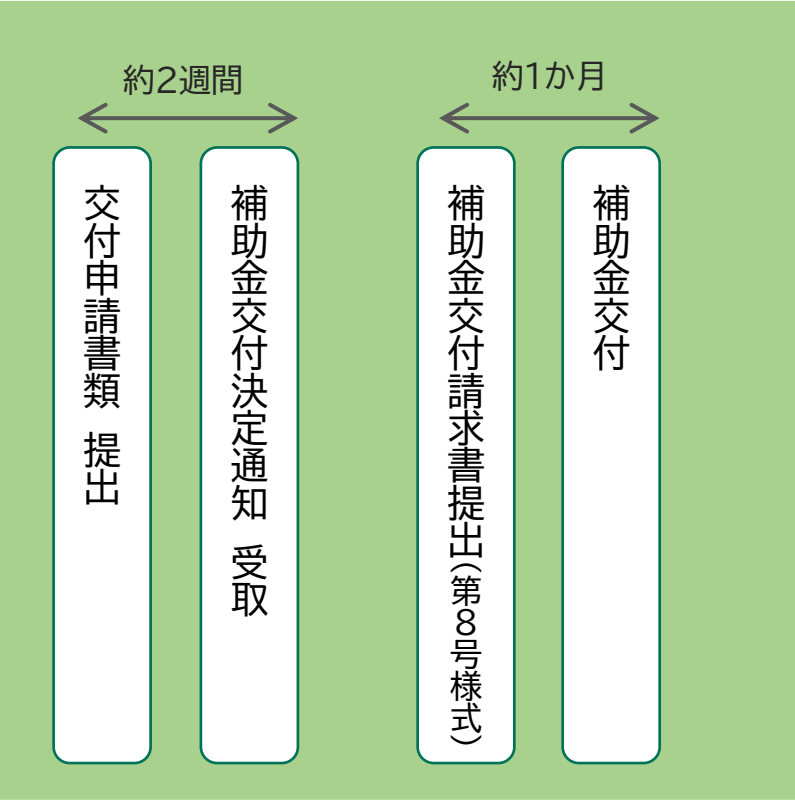
(1)整備費補助・改修費補助の流れ



～交付申請書類～

☑	書類名	様式
☐	補助金交付申請書	第1号様式
☐	整備・運営計画書	第2号様式
☐	＜所有物件の場合＞※土地ではありません 指定喫煙所を整備する建物の登記事項証明書 (発行後3か月以内)	法務局で発行
	＜賃貸物件の場合＞ 指定喫煙所を整備する建物の賃貸借契約書の写し	任意書式
☐	見積書(工事・備品等) ※内訳が記載されていること(「〇〇工事一式」等は不可)	任意書式
☐	指定喫煙所を整備する場所周辺の地図	任意書式
☐	指定喫煙所の図面(設備の位置等が分かるもの)	任意書式

(2)維持管理費補助の流れ



～交付申請書類～

☒	書類名	様式
☐	補助金交付申請書	第1号様式
☐	整備・運営計画書	第2号様式

Point! ～維持管理費補助についてのQ&A～

- Q 維持管理費補助とは何ですか？
A 目黒区指定喫煙所に対して、喫煙所を運営するにあたって必要となる経費（清掃・光熱水費・賃料等）に対する補助として、月額5万円を交付します。
- Q 支払い時期はいつ頃ですか？
A 交付決定後、当該年度分を一括前払いします。
- Q 整備費補助を受けていなくても、維持管理費補助を受け取ることはできますか？
A 目黒区の指定喫煙所として指定されれば、補助の対象となります。
- Q 月途中で喫煙所を整備した場合や、喫煙所を中止した場合、維持管理費補助額はどれになりますか？
A 運営日数分に応じて、日額1,600円を乗じた額を補助します。（中止された場合、過払いとなった補助金は区に返還する必要があります。）

5 その他(Q&A)

Q 部屋の一部を仕切り、店舗等と併設して喫煙所を整備する場合は、整備費補助の対象となりますか？

A 整備費補助対象となります。ただし、店舗で使用する備品の購入費用など、喫煙所の運営に直接関係のない費用は助成対象外です。

Q 喫煙所内・外に自動販売機を設置することは可能ですか？

A 可能です。

Q 整備費補助や改修費補助を受け取り後、5年以内に指定喫煙所を廃止した場合どうなりますか？

A 喫煙所の共用開始日から、廃止日までの経過期間に応じて以下のとおり区に補助金を返還する必要があります。

経過期間	返還割合
4年以上5年未満	補助金額の1/5
3年以上4年未満	補助金額の2/5
2年以上3年未満	補助金額の3/5
1年以上2年未満	補助金額の4/5
1年未満	補助金額の全額

Q 申請書類の項目で変更があったときは、どうすれば良いですか？

A 「変更・廃止等申請書(第4号様式)」を区に提出してください。

<問い合わせ先>

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

目黒区 環境保全課 環境計画係

☎03-5722-9606
